

2012年(平成24年)11月13日

関係各位

長崎県弁護士会

会長 戸田久嗣

(公印省略)

「生活保護ホットライン」について  
(広報依頼)

長崎県弁護士会は「生活保護ホットライン」をおこないます。これは日本弁護士連合会の呼びかけで全国の弁護士会が一斉に実施するものです。

生活保護の不正受給問題が取り上げられたことや、生活保護予算削減の政府の動きは、生活保護を利用している方は強い不安の中で生活をしています。

また、役所窓口での違法な運用は未だにあとを絶たないなど、生活保護の利用資格があるのに利用できない方も多いようです。

「生活保護を受けたいのに親族に面倒を見てもらうように言われた、65歳以下や路上生活の人は受けられないと言われた」「生活保護を受けているがすぐに就職できなければ保護を打ち切ると言われた」「生活保護を受けていることにより嫌がらせを受けた」「生活保護以外の支援制度を知りたい」など、生活保護に関する相談なら何でも結構です。お気軽にご相談ください。

全国統一のNTTフリーダイヤルです。おかげになった地区のもっとも近い場所に設置された相談会場(各弁護士会)に繋がります。通話料は無料です。弁護士が電話でご相談に応じます。

タイトル 「生活保護ホットライン」

日 時 2012年11月28日(水) 10時~16時

方 法 電話相談 ひんこんは な く す

**0120-158-794**

\*実施日に長崎県弁護士会(長崎市栄町1-25-4F)に  
設置する臨時電話。通話料無料のNTTフリーダイヤル。

主 催 長崎県弁護士会 日本弁護士連合会

問合せ先 長崎県弁護士会 (電話095-824-3903)



# 全国一斉 生活保護 ホットライン

生活保護の不正受給問題が取り上げたり、生活保護基準が引き下げられかねないなどの昨今の情勢は、生活保護利用中の方や利用を検討している方にとて不安の種となっています。

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために全国一斉電話相談を実施します。通話料は無料です。お気軽にお電話下さい。

- 生活保護を受けたいが、親族に面倒を見てもらうよういわれた。
- 生活保護を受けたいが、65歳以下や野宿の人は受けられないといわれた。
- 生活保護を受けているが、すぐに就職できなければ保護を打ち切るといわれた。
- 生活保護を受けていることで嫌がらせを受けた。
- 生活保護を受けているが福祉事務所の対応はおかしくないか。
- 生活保護以外の支援制度を教えてほしい。

## 2012年11月28日（水）

### 10:00～16:00

ひんこんはなくす

0120-158-794

主催 長崎県弁護士会 日本弁護士連合会

お問い合わせ先 長崎県弁護士会（電話 095-824-3903）